

恵み野小学校保護者 各位

恵庭市立恵み野小学校
校長 中田 和彦

5類感染症への移行後の感染症対策について

薫風の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対し御理解・御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、5月8日（月）に新型コロナウイルス感染症の、感染症法上の位置づけが、現在の「2類相当」から「5類感染症」へ移行することに伴い、8日以降の学校における感染症対策が国から示されたのでお知らせします。

8日以降も、適切な換気の確保や手洗い・咳エチケットの指導などを学校で行っていきませんが、詳細につきましては、今後示される国または北海道からリーフレット等を参照してください。

つきましては、取り急ぎ、保護者の皆様に御理解いただきたい要点のみについて、次のとおり取りまとめましたので、御確認ください。

1 基本的な感染症対策について

- (1) 毎日の検温等にかかわる学校への提出（健康観察シート）は不要となりますが、可能な限り御家庭での健康観察は継続してください。
- (2) 発熱等の症状がある際は、登校を控えるとともに、受診をおすすめします。なお、受診した場合、その結果等は、学校にお知らせください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、「発症後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止の基準となります。

2 出席停止の取扱いについて

- (1) 濃厚接触者としての特定が行われないことになりました。家族が新型コロナウイルス感染症と診断された際、インフルエンザと同様に、発症していない児童本人は登校することができます。
- (2) これまで、新型コロナウイルス感染症が不安で学校を休ませたいという申し出があった場合、欠席扱いとしていなかった取扱い（出席停止）が変更となります。原則として、本人または家族に基礎疾患がある、医療的ケアを必要とするなど、重症化リスクが高い、高齢の方が同居していることなどの理由に限らせていただきますので、ご心配・ご不明な点がありましたら、学校にご相談ください。

<出席停止の取扱いについて>

これまでの対応（～5月7日）	5月8日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・児童本人が感染している ・児童が濃厚接触者に特定されている（同居家族に感染している方がいる） ・新型コロナウイルス感染症に対する不安等で登校を控える（全般） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童本人が感染している ・新型コロナ感染症に対する不安等で登校を控える（本人または家族が、「重症化リスクが高い」・「高齢の方が同居している」などが理由である場合）

※学級閉鎖は、「同一学級において複数の児童の感染が判明した場合」「学級内で感染が広がっている可能性が高い場合」に、学校医・市教委とも相談の上実施します。学年閉鎖は、「複数の学級が閉鎖」かつ「学年内で感染が広がっている場合」に実施します。

- 3 これまでと同様に、学校教育活動において、児童及び教職員に対して、マスクの着用は求めないことが基本となります。「地域や学校において感染が流行している場合」「出席停止解除後、発症から10日経過するまで」などには、マスクの着用を推奨することも考えられますが、その場合においても、マスクの着用を強いることはありません。

以上